

お客さま各位

大垣西濃信用金庫

改元に向けた「手形・小切手」の取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

2019年5月1日の新天皇即位に伴い、2019年5月1日に改元、同日を祝日とし、10連休となることが決定しております。

今般、改元に向けた「手形・小切手」の取扱いをご案内いたします。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

Q1 新元号公表後、「平成」が表記された「手形・小切手」は使用できますか？

A1

2019年4月1日に新元号が公表される予定ですが、2019年4月30日までは、「平成」表記のままご使用いただけます。

(例)2019年4月15日に、支払期日が2019年10月31日の手形を振り出す場合

振出日 平成31年4月15日

支払期日 平成31年10月31日

Q2 改元後、「平成」が表記された「手形・小切手」はそのまま使用できますか？

A2

2019年5月以降も、振出日・支払期日を問わず、「平成」表記の「手形・小切手」はご使用いただけます。ご使用の際は、「平成」を二重線で新元号に訂正してください。

訂正印は不要です。

(例)2019年5月7日を記入する場合

〇〇(新元号)

~~平成~~1年5月7日 ※ 〇〇1年は、「〇〇元年」でも問題ありません。

Q3 新元号の「手形・小切手」を改元後すぐに使用したい。

A3

新元号表記の手形帳・小切手帳の作成には相応の時間を要します。改元後、準備が整い次第、新元号表記の手形帳・小切手帳を発行いたします。

大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

以上